

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 予防先進部 こども家庭課，長寿介護課，ふれあい福祉課
- 2 監査実施日 令和3年3月2日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和2年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の閲覧，帳簿突合，質問等の予備監査を行った。

また，監査当日は，予防先進部長ほか関係職員の同席の下，所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

次に記載する指摘事項以外の予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び前回指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

<ふれあい福祉課>

行政財産使用料の継続使用許可事案について，前回の監査にて年度当初に請求されていなかったため，適正に事務処理されるよう指摘したところであるが，今回の監査においても改善されていなかった。行政財産使用料徴収条例第6条の規定に基づき適正に事務処理されたい。

9 監査の結果に添える意見

<こども家庭課>

小松市のファミリー・サポート・センター事業は，出産後の家事サポートのほか保育施

設や学童クラブへの子どもの送迎など、子育て家庭へのきめ細やかな支援を行う大変有意義な事業である。

コロナ禍の影響により、実家や身近な人達からの子育て支援が困難となる中、今後更に需要が高まっていくことが見込まれる。サポート提供者は専門性が求められるため確保が難しいとのことであるが、提供者・依頼者ともに会員を増やしマッチング数を増加させることができるよう工夫され、小松市における子育て環境がより充実することを望むものである。

<長寿介護課>

小松市は健康長寿社会の実現に向け、予防に重点を置いた様々な施策に取り組み、シニアが活躍する機会の創出に努めている。

令和7年度に75%達成を目標に掲げている「いきいきシニア率」（75歳以上で要介護認定を受けていない方の割合）については、令和2年度時点で70.5%となり推計値を3.0%上回っている。

生きがいを持ちながら健やかで心豊かに暮らす人が更に増えるよう、心身の健康づくりについて積極的に取り組んでいるシニアに対し表彰するなど、市民の健康増進への気運醸成に努められたい。